

# 緑園六丁目自治会 班長会 (2020年度第9回)

日時：2020年12月5日(土) 午後6時～

会議は中止、文書配布のみ 場所：緑園クラブハウス1階会議室

## I. 議題

- (1) 副会長報告      安心安全な「在宅避難」      添付資料1      【江尻副会長】
- (2) 6丁目自治会個人情報取扱規則(案)      添付資料2      【総務部】  
2月に説明する機会を設け、4月(または5月)の総会で承認して頂く予定です。
- (3) 来年度新班長の登録のお願い      【総務部】  
関連書類を班長様に直接お渡しします。  
新班長登録用紙を1月度班長会(1/9)にお持ちいただき、総務部にお渡してください。

## II. 今後の活動予定

- (1) 12月餅つき大会、1月新年会、は新型コロナ対応のため中止と致します。
- (2) 年末一斉清掃 12月13日(日) 8:00(雨天時は20日)      【環境推進部】  
密を避けるため、お住いの地域(班)により予め清掃区域を分担する方式で行います。  
詳しくは回覧一覧にあります「年末一斉清掃の実施について」をご覧ください。
- (3) 須郷台公園清掃 12月は年末一斉清掃として実施、1月はお休み      【公園愛護会】  
2月、3月は公園清掃を行います。無理のない範囲でのご参加をお待ちしています。  
なお、11月15日(日)爽やかな秋空の下、36名の方々に公園の清掃を行って頂きました。  
公園の草刈り、剪定、清掃をして綺麗になりました、ありがとうございました。

## III. 報告

- (1) 11月21日消防訓練の報告      添付資料3      【防火防災部】
- (2) RCA関連「緑園コミュニティネット」でも検索可能      添付資料4      【RCA】
- (3) 横浜市市民活動保険      すべての自治会活動には保険がかかっております。  
回覧一覧の「横浜市市民活動保険について」をご覧ください。      【総務部】
- (4) 12月1日より、山本幸子様が生民委員に新たに委嘱されました。      【総務部】
- (5) 班長名簿      添付資料5      【総務部】

## IV. 次回班長会日程 1月9日(土)

次回も文書配布のみの予定で、分散集合時間も今回と同じです。

18:00	17ブロック(12, 13, 44, 45, 46, 47班)	57ブロック(17, 24, 25, 28班)
18:15	37ブロック(1, 6, 7, 8, 9, 16班)	47ブロック(20, 21, 29, 42班)
18:30	27ブロック(4, 5, 10, 11, 14, 41班)	67ブロック(22, 23, 26, 27班)
18:45	77ブロック(36, 37, 38, 39, 40班)	87ブロック(30, 31, 32, 33, 35班)

2月度は、2/6(土)15:30から班長会・役員会を交流センター(消防署となり)で開催予定。

問い合わせ先 総務担当 中村(814-5225) 柿谷(812-8768) 西川(813-5809)

以上

## 新型コロナ禍、複合災害に向け 安全・安心な「在宅避難」を目指しましょう！

2020年12月5日

副会長 江尻 哲二

今年は、新型コロナの感染拡大が続く中、幸い大きな地震災害はありませんが、7月には九州を中心に豪雨が襲いました。地震大国日本は、何時起きてもおかしくない地震大国です。

避難所は3密を満たしやすい傾向であり、その対応で収容人数は半減以下に。そのため政府は在宅、知人友人宅、ホテルなど任意の場所への避難(分散避難)を奨励しています。

災害時でも、冷暖房設備も完備されておらず、精々ブルーシートで持参のものにくるまって寝る程度で、プライバシーも満足にとれず、トイレも少ない状態の避難所で過酷な避難生活を送らずに、自宅で生活していく在宅避難を基本に備えてほしいと思います。

それには、下記5つを守って避難生活を乗り切ることを考えて欲しいです。

1. **建物と室内の安全確保**：建物が安全で、室内で崩れるものから身を守る、火災を出さない家屋が前提です。
2. **食料・水・燃料などの備蓄**：大災害時には、ガス・水道・電気などライフラインも寸断される可能性も高くなります。またライフラインが復旧しても、店の再開には時間が掛かります。10日程度の食料品・水・カセットボンベの在庫、非常時用トイレなどの準備を。
3. **情報の確保**：正確な被害・生活情報の確保を。ご近所との情報交換、テレビ・ラジオ・SNS・横浜市防災メールサービス・自治会や避難時の掲示など
4. **健康管理**：持病や障害のある方は、日頃から主治医と相談、薬の備えなど
5. **自宅以外での避難の場合には、必ず班長など自治会に居場所の連絡**：7月豪雨での熊本では車中泊、ホテルなど任意避難が増加し、その調査・支援の提供に相当苦勞され、また避難者にとっても、情報なし、支援なしの状態が続いたと聞いております。

3年前の熊本地震時には、在宅避難も含めた避難所以外での避難で、目が届きにくく、体調を崩しても発見が遅れる場合があり、震災関連死の8割を締めるという結果となっています。

以上

2020 年 12月 5日

総務部

## 緑園六丁目自治会における個人情報の保護について

## 1. 個人情報保護の取組みの必要性

個人情報保護法は平成 17 年 4 月に施行されたが、平成 29 年 5 月までは 5,000 件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者が対象であったため、5,000 人以下の自治会等の団体には法律の適用がなかった。

しかし、平成 27 年 9 月の法改正により、平成 29 年 5 月 30 日以降は自治会等を含む全ての事業者は個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められることになった。

緑園の他自治会では平成 29 年 5 月 30 日以降速やかに「個人情報取扱規則」の制定等個人情報の保護に取り組んだが、六丁目は対応が遅れており、今年 8 月集金に関する個人情報の取扱いについて自治会員からクレームがあった。

## ◇緑園他自治会の取組み

- ・一丁目自治会 個人情報取り扱いルール 平成 29 年 5 月 30 日制定
  - ・三丁目自治会 個人情報取扱ルール 平成 29 年 7 月 8 日制定
  - ・四丁目西自治会 個人情報取扱規則 平成 30 年 4 月 29 日施行
- その他の自治会の情報は未入手。

## 2. 自治会活動における個人情報とは

個人情報保護法における個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものと識別できるものを言う。事業者・団体が氏名と関連づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に該当する。

例えば、自治会員 A さんの氏名、生年月日、連絡先、家族構成、職業等の情報を自治会が管理していれば、それらは全て A さんの個人情報となる

個人情報のうち、人種、信条、病歴、障害、健康診断の結果等の情報は「要配慮個人情報」とされ、あらかじめ本人の同意なくして取得することはできないが、本検討では「要配慮個人情報」は対象外とする。

⇒「要配慮個人情報」の管理については、防火防災部、民生委員などのメンバーによる災害時要援護者支援活動での検討に委ねたい。

### 3. 六丁目自治会が収集している個人情報の内容

#### (1) 連絡する際に必要な基本的な事項

個人情報の内容	情報取得資料
氏名、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)	・入(退)会届 ・新班長届出書 ・役員・班長連絡網作成依頼

#### (2) 必要に応じて収集する情報

個人情報の内容	情報取得資料
Eメールアドレス	・役員・班長連絡網作成依頼
生年月日・年齢	・敬老者確認のお願い
自治会費・RCA会費納付状況、日本赤十字寄付金・赤い羽根募金への協力の有無、転居予定の情報	・自治会費等納入表

### 4. 個人情報保護法のルールに沿った取扱い

平成 29 年 5 月 30 日以降は、自治会・町内会を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められる。

具体的には

- (1) 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること
- (2) 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと
- (3) 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること
- (4) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること
- (5) 取得した個人情報は安全に管理すること
- (6) 苦情に申し出に対応すること
- (7) 個人情報の取り扱いについて記録を残し、保存すること
- (8) 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しない⇒違反には罰則あり

### 5. 緑園六丁目自治会として今後取り組むべき内容

#### (1) 「個人情報取扱ルール」の策定

個人情報取扱ルールの策定は個人情報保護法上の義務ではないが、国のガイドラインでは作成することが求められており、横浜市もルールを定めることを推奨している。(⇒「緑園六丁目自治会個人情報取扱ルール」)

#### (2) 情報取得時の個人情報の利用目的の明確化

全ての情報取得資料に利用目的を明記することとし、未対応の「新班長届出書」、

新規作成の「役員・班長連絡網作成依頼」に利用目的を明記する。

情報取得資料の名称	利用目的の明記	備考
入(退)会届	対応済	2019年8月改正
新班長届出書	未対応 ⇒利用目的を明記する	
役員・班長連絡網 作成依頼	新規作成する協力依頼文に利用目的を明記する	
自治会費等納入表	利用目的は明確であり記載不要	
敬老者確認のお願い	対応済	緑園連合自治会 作成

### (3) 作成資料における個人情報の保護

作成資料の名称	個人情報の保護措置
役員名簿 班長名簿	総会資料に掲載する役員名簿、班長名簿は、個人情報保護のため氏名のみとし、住所・電話番号は省略する ⇒会員から役員、委員への連絡は、班長経由にてお願いする
役員・班長連絡網	連絡網に記載された役員、班長のみに配付し、それ以外の者に貸与しない又は使用させないことを注記する
自治会費等納入表	個人情報を含むので班長控は回覧しないことを明記する
敬老者名簿(班別)	記念品配付のため当該班長のみに送付し、記念品配付終了後は速やかに廃棄する(シュレッダー等で細断)ことを明記する

なお、当自治会は「会員名簿」を作成していないので、検討の対象外とする。

### (4) 個人情報の管理方法の明確化

取得した個人情報を安全に管理するため、以下の措置を実施する。

- ① 個人情報を閲覧・利用できる人は、役員、班長および要援護者を支援する者に限定する。
- ② 漏洩や紛失を防ぐため、紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管する。
- ③ パソコン上の名簿はパスワードを設定する。
- ④ インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱う時は、パソコンにウイルス対策ソフトを入れる。
- ⑤ 漏洩や紛失が発生した時は、速やかに自治会(会長又は副会長)に報告する。
- ⑥ 使用目的が終了したら速やかに廃棄する(シュレッダーでの細断等により復元不可能な状態にする)。

(5) 個人情報の取扱いについての記録と保存

- ① 個人情報を第三者に渡すときには、その記録を残し、原則 3 年間保存する必要がある(「個人情報第三者への提供記録簿」)。
- ② 第三者から個人情報の提供を受けた場合は、同様にその記録を残し、3 年間保存する(「個人情報の受領記録簿」)。

(添付資料) 緑園六丁目自治会個人情報取扱ルール

以 上

## 緑園六丁目自治会 個人情報取扱ルール

制定 令和 年 月 日

1. 当自治会は、個人情報保護法等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。
2. 当自治会における個人情報の管理者は、会長とします。会長不在時は副会長とします。
3. 当自治会は、「緑園六丁目自治会 入退会届」などを、会員又は会員となろうとする者から受理することにより、個人情報を取得します。
4. 当自治会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。
5. 会員の個人情報を取得するときは、使用目的を決めて本人に伝えます。
6. 取得した個人情報は、決めた目的以外のことには利用しません。  
決めた目的以外に利用したい場合は、改めて本人の同意を得ます。
7. 取得した個人情報を第三者に渡す(例えば名簿の配付)ときは、予め本人の同意を得ます。個人情報を第三者に提供したときは、記録を作成し保存します。  
ただし、次の場合は本人の同意を得なくても情報提供します。
  - ① 法令に基づく場合(例:警察からの照会)
  - ② 人命にかかわる場合で本人からの同意を得るのが困難なとき(例:災害時)
  - ③ 自治会の業務を委託する場合(例:配送業者に配送先の氏名等を渡す場合)
8. 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。
9. 本人から個人情報の開示や訂正等の請求があった場合には、速やかに応じます。
10. 取得した個人情報は、以下のような対策により安全に管理します。
  - ① 取得した個人情報の閲覧・利用は、自治会役員、班長及び要援護者を支援する者に限定します。
  - ② 漏洩や紛失を防ぐため、紙の名簿はカギのかかる引き出し等で保管します。
  - ③ パソコン上の名簿にはパスワードを設定します。

- ④ 漏洩や紛失したときは、速やかに管理者(会長)に報告します。
- ⑤ インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱うときは、パソコンにウイルス対策ソフトを入れます。
- ⑥ 使用目的が終了したら、シュレッダー等で細断して廃棄します。

11. 当自治会における開示請求及び苦情相談の窓口は、総務部長とします。

令和 年 月 日施行

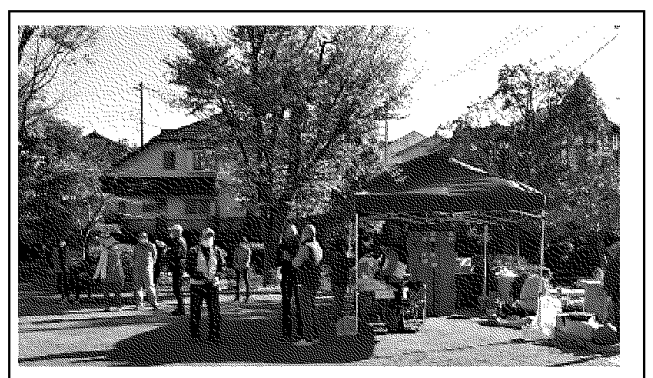
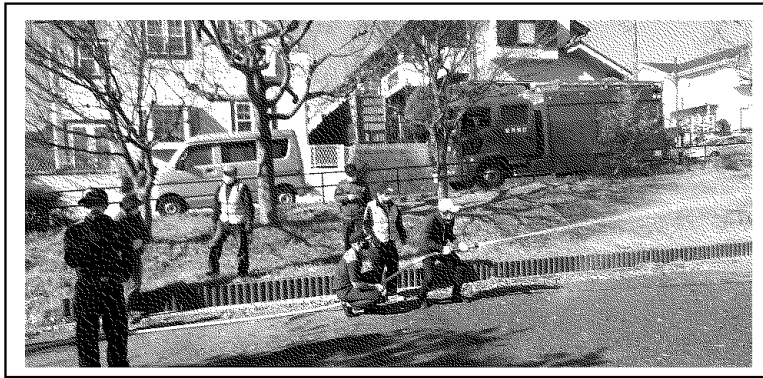


「消防訓練」および「消火器販売・詰め替え」の実施報告

去る11月21日(土)、須郷台公園にて緑園消防出張所の指導の下「消防訓練」、また(株)東晃防災の協力により「消火器販売・詰め替え」が実施し、多くの方にご参加頂きました。

1. 消防訓練

大規模な地震などが起こった時に町内に火災が発生しても、消防は駆け付けてくれない可能性が高いと思われます。こうした状況を想定して、スタンドパイプ（消火栓につないで放水するもの）を使った消防訓練を行いました。(写真) また、家庭用消火器の使い方を学び、実際に放水を実施。 約30名の方がご参加いただき、良い訓練となりました。



<放水訓練の様子>

<消防訓練、紹介販売受付>

参加者の方から「緊急時に消火器が入っている倉庫のカギを誰が持っているかわからない」「倉庫の扉に連絡先を張付けておいてはどうか・・・」などのご意見を頂きました。 今後、「鍵の本数の追加」「鍵の所在の連絡先の告知」「消火設備の増設の可否」などを検討してまいります。

※6丁目内消火栓マップを次頁添付(地図自体は古いですが消火栓の位置は変更ありません)

2. 「消火器販売、詰め替え」について

同日、消火器販売、廃却、消火剤の詰め替えを実施いたしました(詳細は以下)。おかげさまで、過去最高の利用実績となりました。

<p>～～ご利用実績～～</p>		<p>ご購入いただいた消火器に関するお問い合わせは</p>	
新規ご購入	80本	株式会社 東晃防災	
詰め替え	10本	清水正仁様	
廃棄	95本	〒241-0031 横浜市旭区今宿西町285-10	
防災グッズ	13点	TEL 045-952-4543	FAX 045-952-4643



3. 地域支え合い活動サポーターを以下のQRコードにて募集中

# 泉区防災マップ

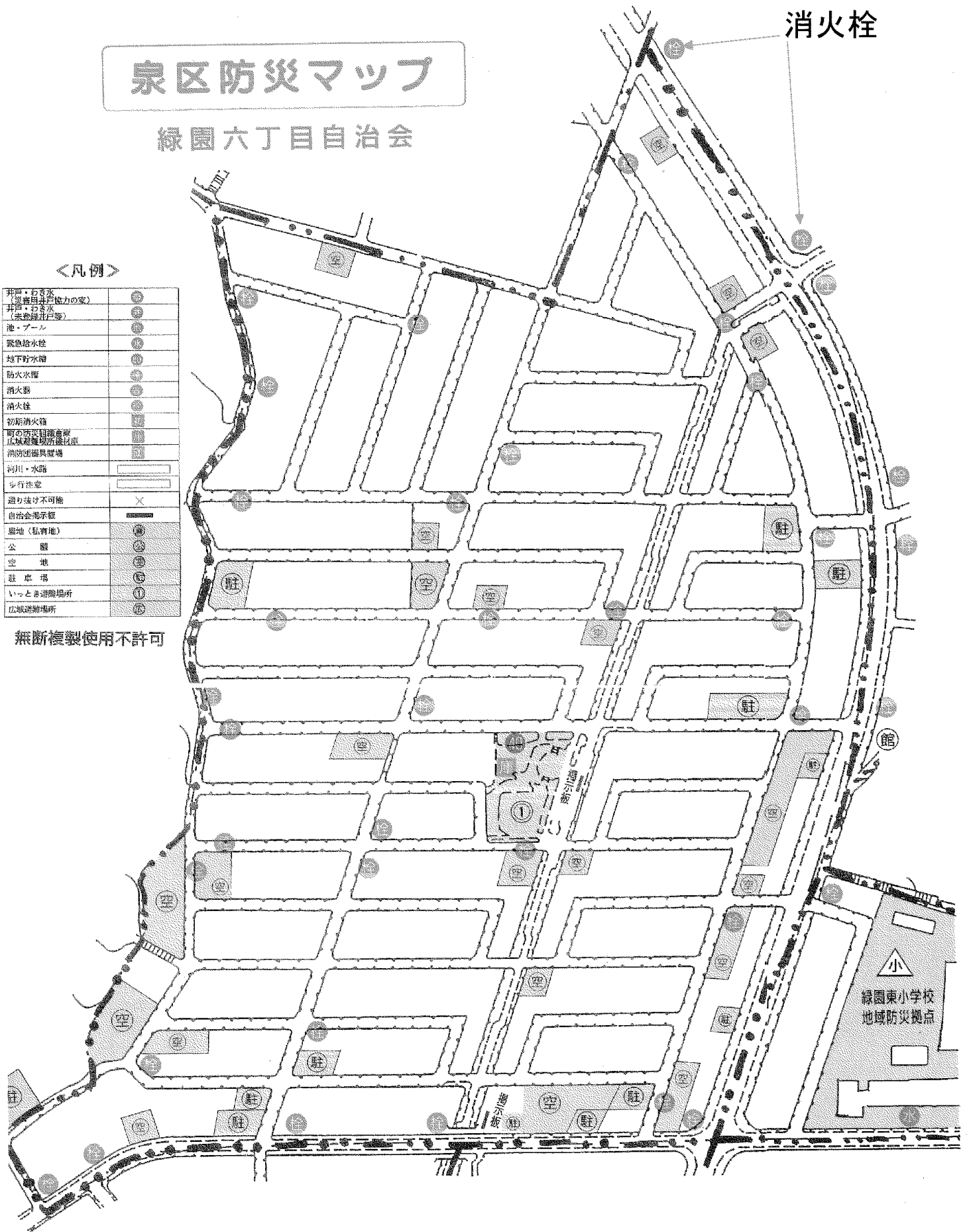
緑園六丁目自治会

消火栓

<凡例>

井戸・わき水 (災害用井戸(佐力の家))	①
井戸・わき水 (宗倉緑井戸等)	②
池・プール	③
緊急給水栓	④
地下貯水槽	⑤
防火水櫃	⑥
消火器	⑦
消火栓	⑧
初期消火箱	⑨
町の防災組織倉庫 広域避難場所(後援)	⑩
消防団器具置場	⑪
河川・水路	⑫
歩行注意	⑬
通り抜け不可能	×
自治会地帯	⑭
緑地(私有地)	⑮
公園	⑯
空地	⑰
駐車場	⑱
いとま遊樂場所	⑲
広域避難場所	⑳

無断複製使用不許可



2020.12.5

## 2020年度第7回RCA理事会(11/16)より

詳しい内容は、緑園コミュニティネットをご覧ください。

### 秋の花の頒布会の実施報告

10月24日(日)にコロナ対策を実施しながら無事に開催できました。

参加世帯数 297世帯(前回比102%)

購入株数 4,320株(前回比106%)

と前回より増加いたしました。ご参加ありがとうございました。

#### ・花の配布(花壇の植え替え)実施報告

遊歩道花壇(フラワーフレンド) 120株

クラブハウス・自自会館 160株

緑園東小学校 250株

の植え替えを実施いたしました。

### 国際交流委員会の活動報告(第149回トークサロン ポーランド)

コロナ禍の中、9か月ぶりに緑園クラブハウスにてトークサロンを実施しました。

緑園都市在住、大学生の伊達由美さまを講師に招き、

「2019年9月～2020年2月のポーランド国立ウッチ大学国際政治学科への留学経験  
およびヨーロッパ周遊」について講演されました・

今後の活動について、例年開催のイヤーエンドパーティを中止および

トークサロンも領事館や大学側からの講師派遣が難しいことより

暫く開催を見合わせる事となりました。

以上

## 緑園6丁目班長名簿 (全班数40班、自治会員総数 663世帯)

## 緑園6丁目 役員名簿

班	Block	班長名	世帯数	役員・委員
1	3	山本秀一	11	
4	2	原田春美	20	環境推進
5	2	船山香代子	17	文化
6	3	望月博臣	15	防火防災
7	3	柴田勝弘	17	
8	3	田原真理	21	交通安全母の会
9	3	井上幸太郎	21	福利厚生
10	2	神戸泰	14	防犯
11	2	矢野かずよ	14	福利厚生
12	1	西川真一	15	防火防災
13	1	前田忠昭	14	防火防災
14	2	宮崎豊文	15	
16	3	山本京子	22	環境推進
17	5	峯本由紀子	15	体育
20	4	西川義永	16	総務 環境推進
21	4	池田恵子	24	
22	6	山口富敏	16	
23	6	礪谷淑子	13	公園愛護会
24	5	坪田千春	18	
25	5	羽田和子	19	
26	6	鈴木博	12	文化
27	6	富樫あゆみ	21	地域連携
28	5	佐々木直也	25	福利厚生
29	4	河野達也	17	
30	8	佐藤八郎	11	防犯
31	8	林口太一	17	体育
32	8	横川一義	22	
33	8	齋藤靖子	25	公園愛護会
35	8	堀間百合子	12	
36	7	丹羽洋平	19	
37	7	坂本伸一	19	防犯
38	7	中野勝之	16	
39	7	菱田麻利子	19	
40	7	中田久史	10	
41	2	堺谷美香	14	体育
42	4	土屋径子	9	体育
44	1	松浦雅章	15	
45	1	稲富雅俊	15	
46	1	池田真由美	12	文化
47	1	久田綾子	16	交通安全母の会

役名	氏名 (部)は部長、(副)は副部長を表します
副会長	吉本武雄、江尻哲二、中村幸雄
総務部	中村幸雄(部)、柿谷庸太郎(副)、西川義永(副)
会計部	小熊邦夫(部)、勝部日出洋(副)
監事	伊藤正男
広報部	関口泰弘(部)、平高史也(副)
防火防災部	木村幸夫(部)、望月博臣(副)、西川真一(副)、前田忠昭(副)
防犯部	坂本伸一(部)、佐藤八郎(副)、神戸泰(副)
環境推進部	西川義永(部)、原田春美(副)、山本京子(副)
福利厚生部	齋藤重一(部)、井上幸太郎(副)、矢野かずよ(副)、佐々木直也(副)
交通安全推進部	北村岑雄(部)、亀田泰孝(副)
体育部	林口太一(部)、峯本由紀子(副)、堺谷美香(副)、土屋径子(副)
青少年部	堀江章子(部)、高階綾乃(副)
地域連携事業部	佐藤行成(部)、富樫あゆみ(副)
文化部	北村俊義(部)、船山香代子(副)、鈴木博(副)、池田真由美(副)
須郷台公園愛護会	齋藤靖子(会長)、礪谷淑子(副会長)、佐野曙見(副会長)
神明台処分地検討会	石田和雄

※ 8月から環境推進部長は鈴木氏引越しのため西川氏に交代しております。

## 各種団体の委員など

団体名・役名等	氏名
民生委員	浅古明美、山本幸子(12/1付け委嘱)
児童委員	屋代恵子
青少年指導員協議会	甘楽敬太、飯塚智明
スポーツ推進委員	屋代恵子、石川知恵子
保健活動推進員	芝山千鶴、鈴木郁子
環境事業推進委員	環境推進部と同じ
交通安全母の会	田原真理、久田綾子
消費生活推進員	高階綾乃、阪本佐智子
明るい選挙推進員	峯岸昇
緑園連合自治会	吉本武雄(役員)
RCA	見瀬賢悟、笠原泰之(理事)
泉交通安全協会緑園支部	北村岑雄、亀田泰孝(理事)
地域防災拠点 運営委員会	防火防災部と同じ (協力委員) 林英一、江尻哲二
会館運営委員	野村鉄博、岩崎千年
地域交流センター運営委員	江尻哲二
社会福祉協議会	吉本武雄(自治会主担当)
小中一貫校設置を考える会	石田和雄

泉区の指導のもと、防火防災部、民生委員などの方々と、災害時要援護者地域支え合い活動を推進しています。

災害時要援護者	木村幸夫、望月博臣、西川真一、前田忠昭
地域支え合い担当	江尻哲二、浅古明美、林英一、柿谷庸太郎

欠番：2班、3班、15班、18班、19班、34班、43班

※12月度の変更点 民生委員追記